

入院時食事療養費の負担額変更について

令和 7 年 4 月 1 日

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、令和 7 年 4 月 1 日より下記のように負担金が変わります。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
70 歳未満	70 歳以上	1 食につき <u>490</u> 円 （指定難病者 1 食につき <u>280</u> 円）	1 食につき <u>510</u> 円 （指定難病者 1 食につき <u>300</u> 円）
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食につき <u>230</u> 円	1 食につき <u>240</u> 円
	低所得Ⅱ （長期該当者）	1 食につき <u>180</u> 円	1 食につき <u>190</u> 円
	低所得Ⅰ	1 食につき <u>110</u> 円	1 食につき <u>110</u> 円

※全医療機関共通の値上げとなっております。

※ご不明な点がございましたら、医事会計グループまでお問い合わせ下さい。

医療法人研成会 諏訪湖畔病院

TEL 0266-27-5500（代）